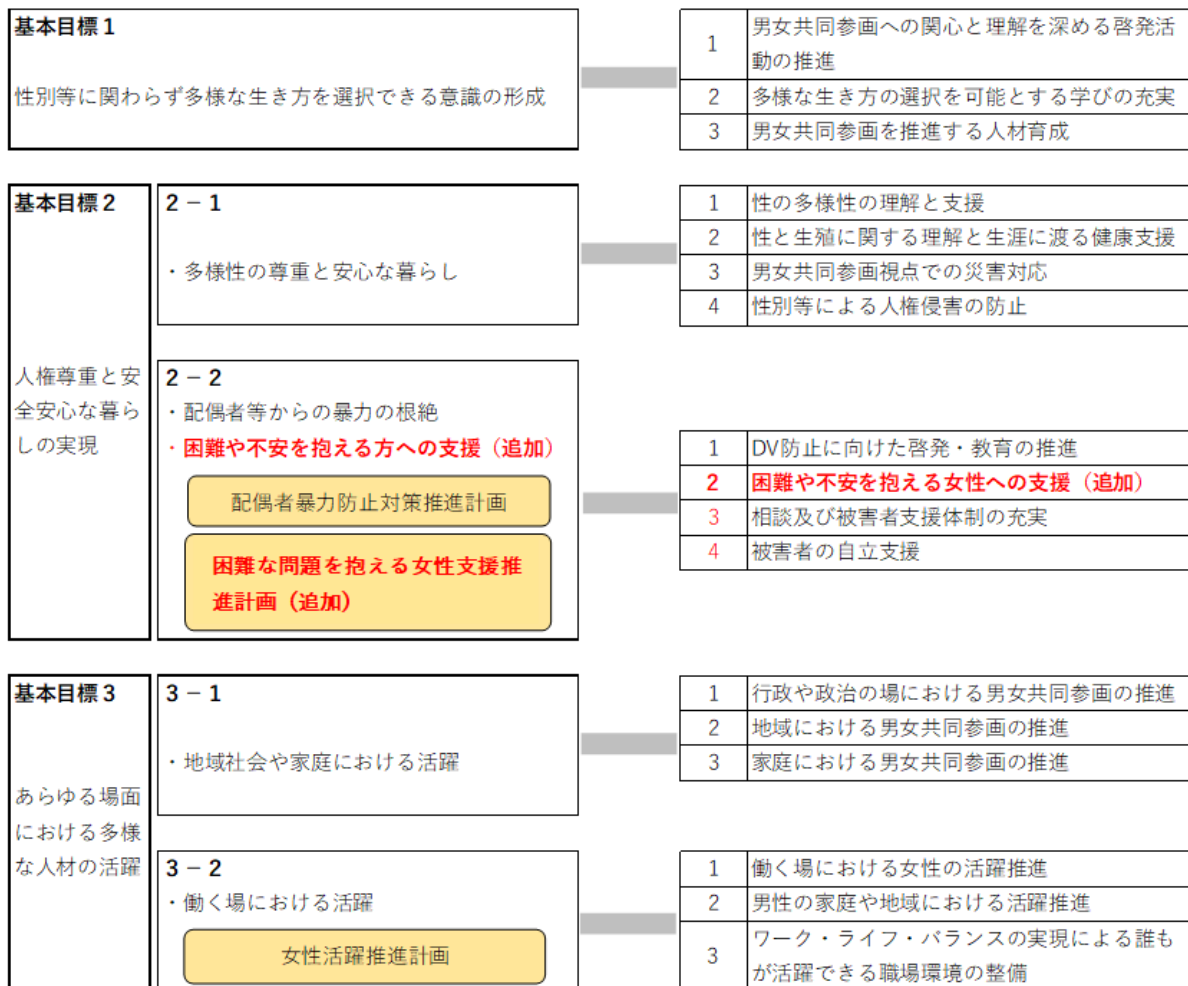


第3次盛岡市男女共同参画推進計画 見直しの概要

<体系図>

※「男女共同参画社会基本法」に基づく市の推進計画の中に、「配偶者暴力防止法」「困難女性支援法」「女性活躍推進法」に基づく市の計画を内包するものである。



（参考）困難女性支援法の概要

目的：女性が女性であることにより様々な問題に直面することが多いことに鑑み、女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指すもの。

- ・要件を限定せず、困難を抱える又はそのおそれのある女性が対象。
- ・「保護更生」ではなく「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点のもと、一人一人に合ったつながり続ける支援を目指す。
- ・行政と民間団体が補完・連携し支援を行う。

見直しにあたっての留意点

「困難女性支援法」の制定が表すように、女性をめぐる課題が改めて明らかにされ、支援の方針等が明確に示されたところであり、これら法の趣旨を踏まえ、女性であることに起因する様々な困難に対応し継続的な支援に繋げる内容とした。

一方で、男性のDV被害や性被害、男性である故の生きづらさ等が存在することや、性的マイノリティの方が置かれた困難等についても認知されつつあり、困難や生きづらさへの理解と支援は、性別等を限定せず行われるべきものであることに留意した。

<主な修正項目>

第 1 章 計画の概要		3 ページ
計画見直しに係る背景や概要を追記		
第 2 章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題		7 ページ
当初計画策定以降の社会情勢等を追記		
第 3 章 計画の基本的な考え方		17 ページ
第 4 章の構成に対応させた修正		
第 4 章 施策の展開		23 ページ
共通事項	■事業・取組分類の変更 A' を新設し、 A' 強化する取組・事業B 今後検討する取組・事業C 継続する取組・事業 の 3 区分とした。 ■令和 11 年度の目標値設定 各基本目標の成果指標に、令和 11 年度の目標値を設定した。	⇒計画策定当初（令和 2 年度）の「A 新たに実施する取組・事業」がすべて実施済みとなったことから、新たに「A'」を新設し、今後特に充実させていきたい項目を振り分けたもの。（なお、新たな A 事業の追加はなし。）
基本目標 1	性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成	25 ページ
	文言や事業分類等の修正	
基本目標 2-1	人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～多様性の尊重と安心な暮らし	29 ページ
	■成果指標の方向性変更 成果指標の「人権相談件数」を、「→」から「↑」に修正。	⇒相談件数は一定数を保つことを目標としていたが、困難女性支援法の施行を踏まえ、支援につながっていない対象者の掘り起こしの観点から、一定期間は件数を増やすことを目標としたもの。

基本目標 2-2	人権尊重と安全安心な暮らしの実現 ～配偶者等からの暴力の根絶【配偶者暴力防止対策推進計画】 ～困難や不安を抱える方への支援【困難女性支援基本計画】	36 ページ
	■困難女性支援法の施行に伴う修正 ①基本目標 2-2 を、困難女性支援法に基づく市の基本計画(新規)として位置付け、副題を追加。(DV法に基づく市の推進計画と並列させる。) ②成果指標(DV新規相談件数)の方向性を「→」から「↑」に修正。 ③困難女性支援法に対応する【施策 2 困難や不安を抱える女性への支援】を新たに追加。 ④【施策 3 相談及び被害者支援体制の充実】の修正 ※DV被害に限定しない書き方に修正 ※男性への相談支援を追加	⇒困難女性支援法において、市町村計画の策定が努力義務とされていることから、<u>男女共同参画推進計画の中に組み込み、一体的に推進</u>しようとするもの。 ⇒基本目標 2-1 の成果指標の考え方と同様。 ⇒法により新たな事業の実施が課されるものではなく、法の趣旨のもと、既存の取組を充実・強化していくと解釈されることから、<u>既存の取組の中から、特に重要と思われる事業・取組等を抽出</u>して掲載。 ⇒<u>困難を抱える全ての方</u>への支援を想定
基本目標 3-1	あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～地域社会や家庭における活躍	46 ページ
	文言や事業分類等の修正	
基本目標 3-2	あらゆる場面における多様な人材の活躍 ～働く場における活躍【女性活躍推進計画】	51 ページ
	文言や事業分類等の修正	
第 5 章	計画の推進に向けて	58 ページ
	文言の修正	
第 6 章	資料編	60 ページ
	近年実績の追加、関係法令の更新等	